

資料●  
教育庁幼保推進課

## 子ども・子育て支援法に基づく 「県子ども・子育て支援事業支援計画」の 基本的記載事項について①

1. 区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期に関する事項

### ○ 区域の設定に関する事項

都道府県計画では、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとに定めることとされている。(子ども・子育て支援法第62条第2項第1号)

#### 【設定の考え方(イメージ)】

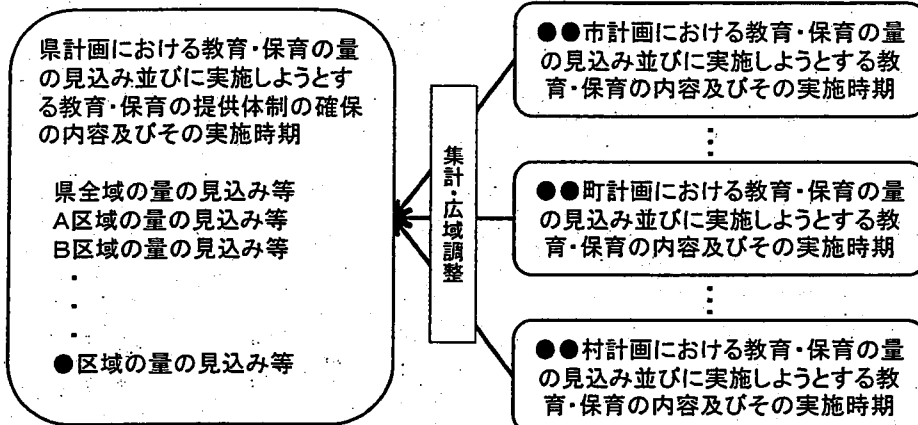
- ①市町村を単位として区域を設定する(25区域を設定)。
- ②地域振興局単位で区域を設定する(8区域を設定)。
- ③教育事務所単位で区域を設定する(3区域を設定)。

#### 【考慮事項】

- ・ 区域の範囲が細かいほど、地域ごとの実情が読み取りやすい。
- ・ どの単位で区切ったとしても区域間の調整は必要であり、その手間は、区域数の大小にあまり影響を受けない。
- ・ 本県においては、市町村をまたがる施設利用(広域利用)は、それほど多くはない。

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

都道府県計画における教育・保育の量の見込み等は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県区域ごとに集計したものを基本として、区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。(子ども・子育て支援法に基づく基本指針別表6参照)



形式のイメージ

		平成27年度			平成28年度		
		1号 (満3歳以上で 保育認定なし)	2号 (満3歳以上で 保育認定あり)	3号 (満3歳未満で 保育認定あり)			
量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人			
確保の内容	教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人			
	地域型保育事業(小規模型保育事業、家庭的保育事業等)			〇〇人			
不足分		〇人	〇人	〇〇人			

※平成27年度～平成31年度までの計画を策定。  
※県計画では、各設定区域ごとに作成。

教育・保育の提供体制の確保の内容について

◆教育・保育施設

	幼稚園	保育所	認定こども園			
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
施設の性格	学校	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設	学校	児童福祉施設	認可外保育施設
認可・認定権	県	県・中核市	県・中核市	県	県	県
設定受入枠	1号	2号、3号	1号、2号、3号			

◆地域型保育事業

	小規模型保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
事業の性格	定員は6人～19人の小規模施設	保育ママ1人当たり3人まで(補助者がいる場合は5人まで)	従業員の子供の利用に加え、地域の子供の利用枠を設定	子供の居宅で保育を行う
認可権	市町村			
設定受入枠	3号			

認定こども園について

- ・ 認定こども園とは
- ・ 県内の認定こども園の状況
- ・ 認定こども園に関する県の取り組み

幼保連携型認定こども園について

- 幼保連携型認定こども園とは
- 運営基準に関すること
- 基準条例の作成方針